

Title	日英同盟の時代と戦争についての考え方の変化
Sub Title	The Anglo-Japanese Alliance versus the growing pursuit of world peace
Author	後藤, 春美(Goto-Shibata, Harumi)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2023
Jtitle	近代日本研究 (Journal of modern Japanese studies). Vol.39, (2022. ), p.65- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 日英同盟再考
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20220000-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20220000-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 日英同盟の時代と戦争についての考え方の変化

後藤 春美

### はじめに

日英同盟が締結された一九〇二年は、帝国主義（imperialism）の最盛期であった。そしてユーラシア大陸全域にわたってイギリス帝国は、南下しようとするロシア帝国とグレート・ゲームと称される対抗状態にあった。ロシアの南下は日本にとっても大いなる脅威であり、日英同盟は、従来なされてきたように、この対抗の観点から考えるのが第一である。

一方で、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけては、国際協力によって種々の問題を解決しようとする国際主義（internationalism）が大きな成長を見せた時代でもある。一八六四年には「戦地軍隊における傷病者の状

態の改善に関する条約」(ジュネーヴ条約)が調印され、一八七六年には赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross)も活動するようになった。さらに、一八九九年には第一回、一九〇七年には第二回の万国平和会議がハーグで開催された。

第一次世界大戦の惨禍を経るとヨーロッパの人びとは平和をいっそう強く求めるようになり、国際連盟(League of Nations)が設立された。そして、日英同盟は廃棄されるに至った。

万国平和会議も、国際連盟も、大戦の勃発を防げなかったということで、あまり顧みられてこなかった。しかし、国際的な合意や機構の設立によって平和を達成しようとする考えは潰えることなく、第二次世界大戦後には国際連合が設立され、武力行使の一般的禁止(戦争の違法化)が達成された。もともと戦争が違法化されたといっても、現在に至っても違法な行為をする国がなくなったわけではないということは、二〇二二年のロシアによるウクライナ侵攻に示されているが。

千葉功は「一九〇〇〜一九一九年の時期は、国際紛争に対して伝統的な武力的解決(戦争)が志向される一方で、平和的解決が新たに提唱され始めた時代であった」と書いて<sup>(1)</sup>いる。日英同盟の時代には、戦争や平和についての軍事的観点や現実主義的外交は、国際主義的見方や平和維持の試みの萌芽と併存していた。そして、後者が強まる中で日英同盟も廃棄されることとなったのである。

この二つの流れは、通常あまり並べて考えられないことがない。<sup>(2)</sup>そこで本稿では、先行研究を利用して、日英同盟を同時代の国際主義や平和維持の試みと並べて検討することを試みる。同盟は、国際主義的動きによって批判や見直し要求にさらされたのか。本稿はそのような観点から日英同盟の時代を考える試みである。

## 一 文明―非文明と日本

『近代世界の誕生』について考察したクリストファー・ベイリは、一七世紀のヨーロッパについて、比較的小さな地域内での激しい競争によって、諸国は戦争技術の発展のために資金を費やし、自分たちの兵器が敵のそれに匹敵するよう努めざるを得なかったと書く。このためヨーロッパは戦争に関し世界の他の地域よりも傑出していった。ベイリは直截に「ヨーロッパ人は人を殺すのがずっと上手くなった」と書く。また、戦争は国家財政を圧迫するが、一八世紀に英仏両国が絶え間なく戦う過程で、イギリスは戦費を効率的に調達する財政力を身につけていった。<sup>(3)</sup>このようなヨーロッパの軍事的優勢を背景にして、一九世紀にはヨーロッパの国際法（ヨーロッパ公法）が万国の国際法（万国公法）として世界を覆うこととなった。

公法、国際法という言葉は正義を守ってくれる法という響きを持つ。しかし、一九世紀の国際法は必ずしも万国の正義を守ることを考えたものではなかった。一九世紀のヨーロッパでは世界を「文明（civilized）」と「非文明（uncivilized）」に分ける考え方が強まっていた。おおざっぱに言えば、ヨーロッパが「文明」で、ヨーロッパ以外の多くは「非文明」とされ、国際法上の権利を享受できるのはヨーロッパの主権国家であった。非文明とされた地域に対しては、戦争法規も適用されなかった。一九世紀の国際法はこのような地域を植民地化することの正当化を下支えしていたのである。<sup>(4)</sup>

ヨーロッパでなくとも文明の標準に近いとされ、国際社会への参入を認められた地域や国もあった。ヨーロッパ文明を受け継いだアメリカ合衆国などである。しかし、同じようにヨーロッパを受け継いだとしても、

ラテンアメリカの独立国、さらに精密に検討すれば、ヨーロッパの中でも南欧の国々、さらにはアイルランドについてすら、文明―非文明のどちらに分類するのか考えは定まらなかったと指摘されている。一方で、日本や中国に関しては、「文明」と「非文明」の間であって西洋社会と法的には平等に交際することが可能かもしれないと議論されたという。<sup>(5)</sup>

何をもって文明とするのか。その基準は明確に定義されていたわけではない。また、必ずしも正義にかつたものでも一定不変のものでもなかった。白人の国であるかどうかということが重要な基準であったし、また、ヨーロッパにおいてキリスト教の重要性は、キリスト教国ではない日本が考える以上に大きかった。さらには、ヨーロッパの法を運用する能力、経済力も意味を持った。どのような法でもよいのではなく、ヨーロッパの法である。そして、一九世紀後半には軍事力も重要であった。日本でヨーロッパ人が治外法権を撤廃したのは、日本がある程度の軍事力を証明した後であった。<sup>(6)</sup>

日本に関して、現在の日本人は、非ヨーロッパの国ではあるが文明国として国際社会に参入できたことを当然のように感じるかもしれない。しかし、一九世紀後半から日英同盟の時期にかけてのイギリスから日本に対する視線を検討したアントニー・ベスト (Antony Best) の *British Engagement with Japan* における議論の立て方を見ると、イギリスにとって日本を文明国としたことは必ずしも自明ではなかったことがわかる。ベストは日英両国を「距離だけでなく人種、文化、そして宗教によって分けられた本質的に異なる国」としている。そして「黃禍論の時代にどうしてイギリスは日本と全面的同盟を結ぶことに同意したのか」、さらに日英同盟が存続した二〇年間に關して、「どうしてイギリス政府は日本を信頼し続けることができたのか」、イギリスの世論に關しては、「どのようにして日本を単なる典型的なアジアの国以上のもの、さらには、同盟の義務を果た

す国として受け入れたのか」という問いを立てている。<sup>(7)</sup>

二一世紀の現在でもイギリスに行けば、世界を広く知り公平な考えを持つ多くの人がいる一方で、「奇妙な日本人」という偏見を持った人びとも出会う。まして、両国民の接触が非常に限られていた時代には後者のような考えを持つ人が多かったとしても不思議ではない。それなのに、なぜイギリスは日本と同盟を結び、日本が同盟国の義務を果たすと信頼できたのか、というのがベストの問いの立て方である。千葉功も「ヨーロッパ列強とアジアの国家との間で『同盟』が締結された点で革命的变化」としている。<sup>(8)</sup>

ベストは幕末の邂逅の時期から実はイギリスの日本に対する評価が高かったことを描写していく。いや、直接の邂逅以前から、オランダ東インド会社の出版物には、人の命に無関心な野蠻さという否定的な見方もあった一方で、日本を安定して繁栄した国とし、人びとは秩序正しく、教育を受けた者は西洋の科学技術に関心があり、「日本の文明は恐らくアジアで最も高度」という見方が示されていたことは興味深い。<sup>(9)</sup>

ベストの書は外交文書に限らず、日本と関わりのある多様なイギリス人の記録を博搜する。日本に住んでいた者、イギリスに赴いた日本の為政者に会った者、世界旅行の途次に日本に立ち寄った者、輸出や投資の市場として日本を見た者、王室などである。<sup>(10)</sup>この書の描くイギリスの日本観を一部紹介してみよう。

イギリスにとって幕末の日本は、まず、中国沖の海をコントロールする戦略的な位置にあると映った。現在の東アジア国際政治にもつながるような第一印象である。そして商業面で非常に重要な中国は、気候の面でヨーロッパ人の居住に適さないのに対し、日本の気候は健康的で居住に適する (healthy and congenial) と評している。この場合の中国は香港を考えており、また日本との対比の際に南アジアも思い浮かべているようである。この日本に対する高い評価と並んで、オランダの記録と同様に「不可知で好戦的な東洋人」という見方も

存在していた。<sup>(11)</sup>

ただし、すでにふれたように一七世紀から一八世紀のヨーロッパは決して平和ではなかったし、一九世紀ヨーロッパにおいても戦争は国際紛争の正当な処理手段と考えられていた。日本の戦おうとする意志も低い評価につながったわけではなかった。一八六三年の薩英戦争では、イギリス側も将校二名と水兵九名が死亡し、五〇名の負傷者が出た。このことは、東洋ではシーク以外に勝るものない勇猛な日本人、敵に回せば手強い日本人というイメージを作り出し、イギリスは日本との全面的戦闘は避けようと考えようになった。一八六四年の四国艦隊下関砲撃へのイギリスの参加はロンドンの承認なしに行われ、この後、日英両国は一九四一年一二月まで戦うことはなかった。<sup>(12)</sup>

イギリス人が日本人を東洋で最も進歩的な (progressive) 人びとと評したとき、どのような点に注目していたのだろうか。秩序、規律、清潔さと並んで、洗練された芸術、デザインが上げられるとのことである。また、日本の園芸、土地が豊かで良く耕されており、人びとが比較的豊かであること、西洋の科学に関心を示すことも評価された。<sup>(13)</sup> 日本の園芸のレベルの高さも今日のチェルシー・フラワー・ショーなどでの日本人の活躍につながるものであろう。

この初期の「アジアで最も高度な文明」という比較的好意的な印象から出発したと言っても、日本が即座に文明国として認められたわけではなかった。『文明論之概略』、文明開化、西洋に倣った法制度や憲法の導入など長い努力が必要であったことは周知のとおりである。イギリスには、布教が成功して日本がやがてキリスト教国になるのではないかという期待もあったようであるし、日英同盟との関連では、当然ながら、イギリスは日本の軍事力強化に目を止めていた。<sup>(14)</sup>

日清戦争に際して、イギリスの支配層は当初清を応援していた。しかし、一八九四年夏、日本軍の効率の良さが明らかになると潮目は変わり、『タイムズ』紙なども日本に好意的な意見を表明するようになったとい<sup>(15)</sup>う。

日本の評価を高めた一つの要因として、日本の科学技術の進歩があったというのも興味深い。特に注目されたのは、医学と地震学であったという。地震学には地の利があったであろう。医学に関しては、一八九六年の『イギリス医学雑誌 (British Medical Journal)』が北里研究所をロベルト・コッホやルイ・パスツールの研究所に並ぶものと高く評価していた。研究だけでなく、イギリス陸軍は、日清戦争中の日本陸軍の医療について、むしろイギリスより進んでいるくらいだと高く評価していた。ただし、これはクリミア戦争時のフロレンス・ナイチンゲールらの努力にもかかわらず、イギリス陸軍の医療レベルが低かったのかもしれない。また時代的には少し先であるが、日露戦争中の日本赤十字の活動も高く評価された。<sup>(16)</sup>

## 二 第一回ハーグ平和会議——戦争の方法を規制しようとする動き

一九世紀末になると、軍事力を評価し、戦争が国に「栄光」をもたらすという考え方が依然強かった一方で、その考えを疑問視し、軍事力を制限しようとする平和運動も出現した。平和運動が考えた戦争の代替とは集団安全保障 (collective security) や仲裁 (arbitration) であつた。<sup>(17)</sup> 戦争自体を止めることができないのであれば、戦争の仕方を人間的なものにする (humanize) ことを目指そうとも考えられた。<sup>(18)</sup>

また、一八九〇年代までには国際法学者 (international lawyers) という職業が確立した。<sup>(19)</sup> 一九世紀後半は、



種々の分野に大思想家というよりは多くの専門家たちが登場して活躍するようになった時代であり、国際法学会 (Institut de droit international, IDI) も結成された<sup>(20)</sup>。国際法学者たちは、戦争勃発の可能性、および戦争がもたらす破壊を最小化しようと努力するようになった。国際平和運動の側も、国際法に頼ろうと考えるようになった<sup>(21)</sup>。

英米両国の平和運動家たちは紛争を仲裁によって解決する方法を先頭に立って追求した。アメリカは一九世紀初頭からイギリス、フランス、メキシコ、ハイチ、チリなどと仲裁による問題解決を行っていた。大西洋をまたいだ平和運動の目的は、政府に、仲裁を標準的紛争解決手段とする条約を締結させることであった<sup>(22)</sup>。

一八九七年には英米間で、交渉によって解決できなかったすべての問題を仲裁に付そうというオルニー・ポーンズフット条約 (Olney-Pauncefote Treaty)<sup>(23)</sup> が調印された。ただし、アメリカ合衆国上院での批准には至らなかった<sup>(25)</sup>。また、アメリカは中南米諸国との間でも仲裁の慣行を積み重ねた<sup>(26)</sup>。第一回ハーグ平和会議までには、欧米の国々では、紛争の種類によっては仲裁によるという取り決めが珍しいものではなくなっていた<sup>(27)</sup>。

一八九八年八月二四日、ロシア皇帝ニコライ二世 (一八六八—一九一八年、在位一八九四—一九一七年) が軍備の過剰という問題を解決しようと平和会議を呼びかけた。ロシア提案の背景としては、軍事面、経済面でロシアの事情があったとされている。軍事技術面でロシアは、競争相手に比べて進歩が遅く、また、財務大臣のセルゲイ・ウィッテ (Sergei Witte) 伯爵はシベリア鉄道建設 (一八九一年開始、一九〇四年全線開通) などに資金を振り向けるため軍事予算を減らしたいと考えていたという。また、ニコライ二世には、平和な国際秩序を樹立する中心に立とうという意志があったとされる<sup>(28)</sup>。

世界の政治家はロシアの提案をナンセンスだと考え、軍事に重きを置く多くの人びとは平和会議など危険な

発想だと考えた。<sup>(29)</sup> 会議開始後、仲裁などに関して報告を受けたドイツ皇帝ヴィルヘルム二世 (Wilhelm II, 一八五九—一九四一年、在位一八八八—一九一八年) は、「この子供の夢は何だ」と報告書の余白に記し、「時間が経つにつれ、これはどうなっていくのか」と考えたという。<sup>(30)</sup>

招請を受けた国は参加に同意した。議題は、戦争を避け、戦争に規則を設ける多くの論点を含んでふくれあがった。一八九九年五月一日、二六カ国が参加してオランダのハーグで第一回平和会議が開催され、七月まで続いた。

イギリス代表は、ヘイ・ポーンズフット条約を作成したポーンズフット駐米大使、およびジャッキー・フィッシャー (Jacky Fisher) 元帥とジョン・アーダー (John Ardagh) 大尉であった。仲裁に熱心な者と、軍事力を重視する者の両方が含まれていた。<sup>(31)</sup>

日本も清やオスマン帝国と共に招請された。日本が個別の専門的・技術的議題を扱うのではない、全般的問題に関する国際会議に参加したのはこれが初めてであった。<sup>(32)</sup> 日英同盟研究の大家イアン・ニッシュ (Ian Nish) は、この招請を日本が世界的大国として認められたことの証拠の一つに加えている。<sup>(33)</sup> ハーグ会議を研究したアベンフィス (Marjje Abenhuis) は、非ヨーロッパの国にとってハーグ会議への参加は国際システムの一部になるだけでなく、システムを形成する側に立つことも意味したとし、日本は国際社会の主要メンバーの一員となることに熱心であったと評している。<sup>(34)</sup> 日本代表团には、駐露公使の林董、駐ベルギー公使の本野一郎、軍事面では上原勇作 (参謀本部第三部長) と坂本俊篤 (海軍大学校教頭)、嘱託として国際法学者の有賀長雄が任命された。

一方、南アフリカのオランダ系の人びと (アフリカーナー) の国トランスヴァールとオレンジ自由国は、会

議に招かれることはなかった。両国はオランダとは関係があったのだが、イギリスにとってその招請は問題外であった。<sup>(35)</sup>

参加国は必ずしも会議に熱心というわけではなかったが、新聞は会議についてさかんに報道し、一般の人の期待は高まった。平和活動家などは自分たちの主張を政府代表や新聞記者に伝えようと、一八九九年五月にはハーグに集まってきた。<sup>(36)</sup>

会議の検討事項として、軍縮に関しては、たとえばイギリスも一八九九年―一九〇〇年の海軍予算増額を考えており、交渉は難しいと予想された。一方、仲裁、ジュネーブ条約を海戦にも適用すること、戦争法規 (regulation of the law of war) なども検討事項に含まれた。仲裁を求める動きはすでに存在しており、英米も強く支持していた。仲裁や戦争法規に関しては何か達成できるだろうと考えられた。可能であれば戦争は避けた方が良く、「文明国」の戦争は「文明国」にふさわしい方法で戦われるべきだと考えられた。<sup>(37)</sup>

ハーグ会議は三つの委員会に分けられ、国際法学者が中心となって検討を進めた。<sup>(38)</sup> 第一委員会は軍縮に焦点を当てたが、ドイツの反対によって六月末までには、軍備制限に関する合意はできないことは明らかとなった。ただし、三種の兵器に関しては禁止の方向で話が進められた。すなわち、ダムダム弾の使用、毒ガス (asphyxiating gases) の使用、気球などを利用しての爆弾投下 (the launch of projectiles from balloons or 'analogous new ways') の三種である。ダムダム弾はインドのカルカタ近郊のダムダム兵器工場 (Dum-Dum arsenal) で開発されたもので、体内に入ってから弾体が拡散し人体への危害が大きいものであった。イギリスは「野蛮人 (savages)」に対してダムダム弾の使用は有効だとし、他国の代表団を驚愕させた。これら三種の兵器の禁止は最終的に合意された。<sup>(39)</sup>

第二委員会はロシアのフョードル・マルテンス (Fyodor Martens) が議長で、一八六四年のジュネーヴ条約を海戦にも適用することを検討した。マルテンスはさらに、陸戦に関する六〇もの条文を提出した。これは普仏戦争、日清戦争、米西戦争など近い過去に起こった戦争、犠牲者の取り扱い、中立国の主権保護などに関する懸念によるものであった。<sup>(40)</sup> 懸念は共有されており、この委員会での検討に基づく取り決めによって「文明国」は規則に従って戦うべきだという考えが高められた。

第三委員会はフランス代表団長のレオン・ブルジョワ (Léon Bourgeois) が議長となって仲裁について検討した。すでにふれたように仲裁には蓄積があったが、一九世紀の仲裁は簡単なもので、当事国が一人か二人ずつの仲裁人、さらに第三国からの審判員を選んだ。仲裁人は法律の権威であることもあったが、往々にして政治家や王族であった。例えば、一八七二年に横浜で起こったマリア・ルース号事件において、仲裁人はロシア皇帝一人で、実際にはロシア外務省の官僚が担当した。<sup>(41)</sup>

一八九九年七月二九日、国際紛争平和的処理条約 (Convention for the Pacific Settlement of International Disputes) が採択され、常設仲裁裁判所 (Permanent Court of Arbitration, PCA) が作られることとなった。ただし、義務的仲裁はそれを主権の制限だと考えるドイツなどの反対で盛り込まれなかった。ドイツは、紛争の場合には素早く軍事行動を起こすことを重視しており、仲裁によって機を逸することも嫌だったのであった。<sup>(42)</sup>

PCAは、そこに紛争を持ちこむか否かは任意ということで設立された。条約に調印したすべての国は仲裁裁判官候補リストに各国四人以下の名前を載せることができた。<sup>(43)</sup> ただし、リストが作られただけで、PCAはその名前に反して常設でも裁判所でもなかった。仲裁裁判官を集め委員会を組織するのにも時間がかかるし、公平性にもあまり信頼がおけないということで、この後アメリカでは国際法を重視する人びとの間で常設の国

際法廷を作るべきだとの意見が高まった。これは外交や平和運動というよりは、科学のイメージで国際法を發展させ、それによって世界に平和と秩序をもたらそうという考えであった。<sup>(44)</sup>

ハーグ条約は未来志向のものであった。一方で、第一回ハーグ平和会議は「文明国」の外交の産物で、そこで作られた規則は「文明国」にのみ適用されると考えられた。「文明」の範疇外の戦争、すなわち「非文明」社会の間の戦争や帝国内での「文明」と「非文明」の間の戦争には適用されないものであった。<sup>(45)</sup>アベンフィスは、「文明」という覆いが多いの西洋の罪、とくに帝国の獲得と維持における罪を隠したと指摘している。<sup>(46)</sup>

### 三 日英同盟と日露戦争

第一回ハーグ平和会議終了後まもない一八九九年一〇月、アフリカーナーの国々とイギリスとの間で南アフリカ戦争が勃発し、一九〇二年まで続いた。イギリスがこの戦争で手一杯の間に義和団戦争が起こった。どちらの戦争も仲裁に持ちこまれることはなかった。<sup>(47)</sup>

忘れてはならないのは、イギリスはハーグ平和会議を主導したわけでもなく、この段階で少なくとも政府や外交のレベルでは、平和や正義のチャンピオンだったわけでは全くないということである。南アフリカ戦争に際して、「文明」世界全体が戦争の責任はイギリスにあると考えていた。<sup>(48)</sup>

南アフリカ戦争の最中に多くの国々は、ハーグで作成された条約を批准していった。また、アベンフィスは、国際法が「文明」と「非文明」の区別を前提とする状況は変わらなかったが、メディアはすべての戦争について語り始めたと指摘する。メディアは、また、イギリスの戦争捕虜 (Prisoners of War, POWs) 取り扱いも非

難した。イギリスはアフリカーナーのゲリラ戦術に対抗して彼らの農場を焼き払い、家畜を殺し、女性や子供まで収容所に入れるという、まさに野蛮な戦術を採ったのである。さらに、この当時はあまり目を向けられることはなかったが、多くのアフリカ人が両方の陣営に加えられ、捕まった場合には収容所に入れられた。その環境はアフリカーナーの収容所よりさらに劣悪で一万四〇〇〇人以上の死者が出たという。<sup>(49)</sup>

南アフリカ戦争の最中に起こった義和団戦争が日英同盟の締結につながっていった。ベストによれば、イギリスは義和団戦争の際、日本陸軍兵士の勇氣と規律に良い印象を受けたという。略奪などの行動はほとんどなく、イギリス軍と協力して行動する意欲を見せたというのである。このことはイギリスの報道でも評価され、人種を理由として日本との結びつきを拒否するような態度はこころでなくなつたとベストは論じている。<sup>(50)</sup> 南アフリカで野蛮な戦術を採っていたイギリスに評価されても、それほどありがたくなるところではある。

義和団戦争を機にロシアは中国東北地方に大軍を進め、戦争終結後も撤退しなかつた。一九〇一年四月、日英は非公式の交渉を始め、一〇月には公式交渉を開始した。翌一九〇二年一月三〇日、第一次日英同盟協約が締結された。

ただし、この過程で日英両国とも戦争を望んでいたわけではなかつた。デイヴィッド・ステイーズは「日英同盟は戦争抑止という近代的概念に関わる」とする。一方で彼は、同盟には戦争防止の意図はなかつたとも指摘している。<sup>(51)</sup> 四月、ロシアは露清満洲還付条約を締結し、中国東北地方から段階的に撤兵することとした。日英同盟の効果が発揮されたように思われた。<sup>(52)</sup>

しかし、翌一九〇三年四月、ロシアは第二次撤兵を実行せず、事態は急激に悪化した。その後のロシアの政策は揺れ、対日開戦の意図を一貫して持っていたとは言えないとのことである。しかし、日本との交渉におい

てロシアの返答や譲歩は遅い上、当時の日本政府にはロシア政府の内情を詳しく知る方法はなかった。<sup>(53)</sup>

一九〇四年二月四日の御前会議で対ロシア開戦が決定された。八日、日本海軍の水雷艇は、旅順のロシア海軍部隊に対し奇襲攻撃を行った。日本は一〇日に宣戦布告、日露戦争が始まった。

日露戦争と後の第二回ハーグ平和会議との関連では、国際メディアが日本軍は攻撃開始の前に公式に宣戦布告すべきだったかと問うたことがある。また、双方による POWs の処遇も疑問視された。また、ペンフィスによれば、新聞は戦闘の方法にも懸念を表していた。中立国は海や中立船舶の安全に懸念を感じていたというのである。ほとんどの新聞はロシアが無差別に機雷を使用することを心配していた。<sup>(54)</sup>

ベストは、日露戦争で勝利を収めることによって、日本は西洋国際社会のほぼ対等な一員となったとする。<sup>(55)</sup> また千葉功も、日本が第二回ハーグ平和会議で八大国の一つとしての扱いを受けるようになったと指摘する。<sup>(56)</sup> 第一次世界大戦までの西洋国際社会とその文明の標準において、戦争は否定されていなかった。

#### 四 第二回ハーグ平和会議

日露戦争の最中、まさに日露戦争を背景として、アメリカ大統領セオドア・ローズヴェルト (Theodore Roosevelt) は第二回の万国平和会議を呼びかけた。アメリカの平和運動は活発に続いていた。<sup>(57)</sup> ただし、ローズヴェルトの動きは選挙目当てで、選挙が終わるとアメリカのイニシアティブも終わったという。<sup>(58)</sup>

アメリカの提案を受け、日露戦争終結直後の一九〇五年九月、ニコライ二世が正式に第二回会議の開催を呼びかけた。この意図は、国際法と秩序に適合した「文明国」としてのロシアの評判を再生させることであった

と(59)いう。

一九〇七年六月一日、第二回ハーグ平和会議が開催され、一〇月一八日まで続いた。最初に提案された一九〇四年から実際に開催されるまでの間には、国際情勢も大きく変化していた。日本はヨーロッパの三国協商と結びつき、ロシアと再び戦争する可能性はなくなっていた。したがって、一九一五年まで続く予定であった日英同盟も見直しが必要であった。(60)

会議には四カ国が参加し、世界の独立国のほとんどを網羅していた。ヨーロッパ以外の国にとつては、グローバルな舞台において影響力を持つと示す機会でもあった。(61)日本はこの会議で八大国の一員としての扱いを受けるようになっており、全権委員は元外務次官の都筑馨六と駐オランダ公使の佐藤愛磨であった。(62)

会議に向けた一般の人の期待は高く、一八九九年の会議と同様に、各国の代表団には多くの文書、嘆願、手紙などが寄せられた。(63)代表は外交官に代わって法律家を中心であった。

多くの議題が用意され、四つの委員会に分けて検討が行われた。第一委員会では、仲裁、PCAの改善などが検討され、委員長はレオン・ブルジョワであった。第二委員会では、陸戦に関する法規、中立国の権利義務などが検討され、開戦に関する条約(The Convention Relative to the Opening of Hostilities)が合意された。第三委員会では、海への機雷の敷設の規制などが検討された。第四委員会では、商船の軍艦への転用、海における中立に関する法律、陸戦の規則を海戦に適用することなどが交渉された。委員長はマルテンスであった。(64)

各国代表はこれらの問題に真剣に取り組んだのであるが、会議外での期待の高さに比べ、会議自体はやや尻すぼみの感があった。(65)ここでは、日英同盟と日露戦争に関係のあることのみを見てみよう。

まず、第一委員会で扱われた仲裁に関して日本の姿勢は、日露戦争中の家屋税事件での敗訴によって否定的



なものに変化していた。家屋税事件とは、不平等条約下の外国人居留地にあった永代借地上の家屋に、条約改正後の日本が税を課すことができるかが争われた問題である。日本は一九〇二年八月、この事件をハーグに設立されたPCAに付託した。世界で二番目という早い時期の付託であった。また、一九〇五年二月一日には日米仲裁裁判条約に調印した(ただしアメリカの事情で批准には至らなかった)。期待に反し、同年五月に日本は家屋税事件に敗訴し、それ以前からすでに存在していた、欧米人が多数となる可能性の高い仲裁裁判に対する不信感を高める結果となった。第二回ハーグ会議で最終的に作成された義務的仲裁に関する決議案は単なる希望の表明であったが、都筑全権は日本の行動が注目を集めるおそれがないことを見極めた上で投票を棄権した。<sup>(66)</sup>

一方、イギリスでもこの会議に対する期待が高かったわけではなかった。国王エドワード七世(Edward VII、一八四一—一九一〇年、在位一九〇一—一九一〇年)は会議では「たくさん話し合ったあげく多くの成果は出ないであろう(‘just a good deal of talk without much result’)と否定的であった。この時期のイギリス外交において、国際法の影響力は必ずしも大きくはなかった。イギリス外務省で働く者も歴史や古典を学んだものが多数派という状況であった。これは、国際法を身につけた者が外交の担い手の中心にいたアメリカとの大きな相違であった。ハーグ会議には、後にパリ講和会議にも参加して国際連盟規約のたたき台となるハースト＝ミラー案作成に当たるイギリス外務省法律顧問補(assistant legal adviser)セシル・ハースト(Cecil Hurst)が参加していたが、イギリスからは国際法学者の参加はなかった。<sup>(67)</sup>

そのような中、イギリス代表団の次席全権委員(second plenipotentiary)として、アーネスト・サトウ(Ernest Satow)が参加していたことは日本との関連では興味深い。サトウは言うまでもなく、一八六二年に通

訳生として来日して以来、一八九五年から一九〇〇年の駐日公使の時期を含め二五年間日本に滞在した人物である。さらに一九〇〇年から一九〇六年には駐清イギリス公使として北京に駐在し、日露戦争に關しても詳細に觀察する立場にあった。また、一九〇六年一月には、イギリスのP C Aリストに名前が挙げられていた。<sup>(68)</sup>

サトウの日記を用いたN・J・ブレイリー(N. J. Bralley)の研究によれば、ハーグ会議が進むにつれて、サトウはその空気に魅了され、国際主義に傾いたということである。またサトウは日本代表団との接触を持ち続けた。そしてフランスが、戦争開始の際には二四時間前の通告を必要とする案を提出すると、アメリカ合衆国と協力して日本支持に回った。というのも、この案は、日露戦争開戦の際の日本の奇襲攻撃に対する非難として持ち出されたもので、日英ともこれを不快に感じたからである。フランスはもとと日英同盟に不満を持っており、日本の仏領インドシナに対する攻撃可能性への警告としてもこの案を提出した。ブレイリーは、サトウの役割について、英仏関係を損なうことなしに日本の面子を救ったと評価している。<sup>(69)</sup>

なお、一九世紀のヨーロッパで国々は次第に宣戦布告に無頓着になっていったという。しかし、この時期国際關係への影響力を強めていた世論は宣戦布告が必要と考えていた。<sup>(70)</sup>

會議で合意された開戦に關する条約は、紛争解決のメカニズムが機能するように、戦争行為を始める前に国々は正式に戦争の開始を宣言すべきことを定めた。国家には戦争に訴える権利が認められるのだが、その理由を明らかにしなければならぬということであった。<sup>(71)</sup>

同時代の人びとにとって、ハーグ會議の評価は難しかった。国際主義者は會議とそれが生み出した取り決めを歓迎した。一方で、ハーグの取り決めが国家の主権を制限する可能性があるため、多くの政府、軍国主義者、外交官はそれを無視したり、制限付きでのみ適用したりした。イギリスでも第一次世界大戦までは、後者の考

えの方が明らかに強かった。<sup>(72)</sup>

## 五 英米の仲裁裁判条約と第三次日英同盟協約

アメリカ合衆国大統領ウィリアム・タフト (William Taft、任期一九〇九—一九一三年) は法曹界出身で、国務長官フィランダー・ノックス (Philander C. Knox) と共に、いくつかの仲裁条約を結ぼうとした。平和活動家はこれを支持した。一九一〇年、鉄鋼王のアンドリュー・カーネギー (Andrew Carnegie) はこの動きに刺激を受け、一〇〇〇万ドルを寄付してカーネギー国際平和基金 (Carnegie Endowment for International Peace) を設立した。カーネギーの資金によって、一九一三年にはハーグにP.C.Aの拠点として平和宮 (Peace Palace) が完成した。この頃までに専門家や慈善活動家たちもネットワークを作って活動し、平和運動は力強いものになっていた。国際法の目的が世界平和だという意見も強くなっていた。<sup>(73)</sup>

一九一〇年八月五日、駐米イギリス大使ジェームズ・ブライス (James Bryce、在任一九〇七—一九一三年) がタフトのもとを訪れた際、タフトは米英の総括的仲裁裁判条約が締結されれば世界に良い模範を示すことができるだろうと述べた。イギリスは、受け入れるつもりであった。<sup>(74)</sup>

問題は日英同盟との兼ね合いだったが、九月、イギリス外務省では、日本の加藤高明駐英大使に内密にアメリカを含めた総括的仲裁裁判合意への参加を持ちかければ、日本は拒否しないであろうと観察した。実際日本は、一九〇八年五月五日に日米仲裁裁判条約の締結に応じていた。一九一〇年九月二六日、エドワード・グレイ (Edward Grey) 外相は加藤を招き、アメリカが総括的仲裁裁判条約を提案する可能性があり、提案が来れ

ばイギリスは受けるつもりであると説明した。これはアメリカから草案が到着する八カ月前であった。<sup>(75)</sup>

小村寿太郎外相は総括的仲裁裁判条約への参加に反対であった。日米仲裁裁判条約は一九〇五年にすでに調印しながらアメリカの都合で批准に至らなかったものという特別の事情があり、日米協調を示す効果も期待されていた。<sup>(76)</sup> 一方で、国家の運命は仲裁に従わせられるべきではなく、日本がそのような条約に入った場合、仲裁裁判官の過半が欧米人なので日本は文化、人種、宗教の点から不利な立場に置かれるかもしれないという、以前から存在していた危惧は家屋税事件によって強められていた。日本は英米の仲裁裁判条約に關しては反対しないが、日英同盟はその範囲から外したいと考えた。<sup>(77)</sup>

小村は、この機会を使って日英同盟に改訂を加えることができれば最善だと考えた。というのも、日露戦争中に締結された第二次日英同盟協約は四年後の一九一五年に終了する予定だったからである。新協約でアメリカが同盟の対象にならないことを明確にし、日米間の論争に巻き込まれるというイギリスの不安を取り除き、新協約の期限を一〇年とすることができれば、日本の外交は大いに強化されると考えられた。この小村の提案によって日英同盟改訂交渉が動き始めた。イアン・ニッシュは、小村の提案は偉大であったと評価している。アメリカが同盟の対象にはならないとすることで何ら譲歩をしたわけではない上、見返りに得るものが大きかったからである。<sup>(78)</sup>

イギリスは一九一一年三月二九日の閣議で日本に同盟協約の一〇年延長を提案することを決定した。小村は四月五日の閣議で、日本は新協約の継続期間を調印の日から一〇年間とすること、新協約は締約国のいずれかと総括的仲裁裁判条約を結んだ国には適用されないことの承認を取り付けた。<sup>(79)</sup> 七月一三日、ロンドンで第三次日英同盟協約が調印された。

一方、実は、アメリカ国内で仲裁に関して意見が一致していたわけではなく、反対も強力であった。英米間での仲裁条約に反対したアメリカ人の中には、平和活動家を勇ましくなく (unmanly)、非愛国的だとあざける者もいたという。セオドア・ローズヴェルト前大統領に至っては、仲裁によって戦争が不可能になることそのものに反対であったという。<sup>(80)</sup>

また、この時期までには、米西戦争を経てアメリカも植民地を保有するようになり、さらに中南米における権益を強く意識するようになっていた。国際法を重視するといっても世界平和や正義を追求するとは限らず、法を使って世界全体よりも自分たちの利益を拡大維持しようとする考えも強くなっていたという。<sup>(81)</sup>ベンジャミン・コウツ (Benjamin Coates) はこれを「法律尊重主義の帝国」と名付けた。

ブライス駐米イギリス大使は八月三日にノックス國務長官と仲裁条約に調印した。しかし、右のような状況下、タフト大統領の立場は弱く、アメリカ上院の意見は割れていた。英米の総括的仲裁裁判条約は (一八九七年のオルニー・ポーンズフット条約と同様に) 批准されず、仲裁条約を結んだ国を適用除外とするという第三次日英同盟協約の第四条は、結局、有効とならなかった。<sup>(82)</sup>

一九一三年四月、ウィリアム・ブライアン (William Jennings Bryan) 國務長官が「国際平和委員会設置条約案」を発表した。条約を結んだ国の間に紛争が生じ外交手段によって解決できない場合には、締約国間で合意した方法によって組織する国際委員会の審査に付し、その報告書が検討されるまでは宣戦あるいは開戦しないことを約束するという内容であった。<sup>(83)</sup>

一九一四年九月一五日、英米間でブライアン条約が締結された。この条約は、総括的仲裁裁判条約に比べて限定的で効力の弱いものであったが、イギリスはこれを第三次日英同盟協約第四条の総括的仲裁裁判条約とみ

なすと日本に通告した。<sup>(84)</sup>

日本はブライアン条約を締結することはなかったが、千葉功によれば、必ずしも仲裁裁判に関してかたくなな姿勢をとり続けたわけではなく、第一次世界大戦前には方針転換の試みが見られたということである。一九一三年二月に成立した第一次山本権兵衛内閣の牧野伸顕外相は、仲裁裁判に関し「人道問題及平和問題と相牽連して近來國際の風潮を為し」と考え、この年末から一九一四年にかけて「制限的仲裁裁判条約の締結であれば積極的に外国からの提議に応じる方向へと方針転換しようとした」<sup>(86)</sup>。

さらにこの方針転換の意図は一九一四年に設けられることになっていた第三回万国平和会議準備委員会に向けての準備においても見られたという。仲裁裁判が「目下全世界の人氣問題であるため」「必ず成功すべき見込み十分の場合には、日本全權は逆に進んで賛成することまで外務省は考えていた」というのである。しかし、第一次世界大戦勃発のため、準備委員会も第三回平和会議も開催されることはなかった。<sup>(87)</sup>

## 六 第一次世界大戦による大転換——国際連盟の設立

第一次世界大戦が勃発すると、イギリスでは早くも一九一四年一月、ブライス元駐米大使を中心にごく少数の国際主義者たちが平和維持のための国際組織について議論を始めた。『帝国主義論』で有名なJ・A・ホブソン(John Atkinson Hobson)もブライス・グループのメンバーの一人であった。

彼らは、第一次世界大戦までの勢力均衡という発想が戦争につながったと考え、軍事同盟によってヨーロッパを分断し、その勢力均衡を考えるようなことは終わらせなければならぬと考えた。代替案として彼らが構

想したのは、戦争防止のための相互に関連した四方策であった。すなわち国際紛争の司法による決着 (judicial settlement of international disputes) 、調停会議の形成 (formation of a Council of Conciliation) 、戦争猶予期間 (a moratorium on hostilities) 、そして究極的には集団安全保障 (collective security) であつた。<sup>(88)</sup>

一九一五年五月には、ブライス・グループの考えを引き継いで国際連盟ソサエティ (League of Nations Society) が設立された。一九一六年にはメンバーも四〇〇人を数えたが、戦争中のイギリスの全般的雰囲気は平和を論じるには好都合ではなく、ソサエティの公の活動はアメリカが参戦した後の一九一七年五月になつてはじめて行われた。<sup>(89)</sup>

一方、アメリカ合衆国では一九一五年六月に「平和を強制するための連盟 (League to Enforce Peace)」が結成された。創立メンバーはイギリスのブライス・グループが作成した『戦争を避けるための提案 (Proposals for the Avoidance of War)』を受け取つていた。<sup>(90)</sup> 交戦国でなかつたアメリカで「平和を強制するための連盟」は公に活動することができ、その一九一六年五月の会議に招かれたウッドロウ・ウィルソン (Woodrow Wilson) 大統領は国際組織設立の考えを支持した。アメリカは、一九一七年四月には連合国側について参戦し、国際社会においてアメリカの存在は圧倒的なものとなつていった。

ロシアでは、一九一七年二月、革命が起こり帝政は倒れた。十月にはウラジミール・レーニンの率いるボリシェヴィキが権力を握り、この後革命政府は、無併合、無賠償、民族自決に基づく講和を求めた。そのため、連合国の戦争目的には共産主義とのイデオロギー競争という側面が加わることとなつた。なお、大戦前に万国平和会議を呼びかけたニコライ二世は一九一八年七月、白軍の接近するエカテリンブルクで家族共々処刑された。

新しい国際組織設立というアイデアは次第に高い関心を集め、大戦終結までには講和会議で議論されることは明らかとなっていた。イギリスは一九一八年を通して具体案について検討を重ねた。この実務的側面でのイギリスの貢献は大きく、国際連盟設立の基礎となった。フランスでも万国平和会議に参加したレオン・ブルジョワらが彼らのプランを練っていた。

一九一九年に開催されたパリ講和会議では英米の草案を元に国際連盟規約が検討され、ドイツに対するヴェルサイユ条約などの一部に組み込まれた。連盟の第一の目的は平和の維持であり、連盟規約は、戦争に訴えるという、それまで認められていた自由を制限した。すなわち、連盟規約一二条、一三条、一五条は、三つの場合について戦争に訴えない義務を課したのである。ただし、「逆に言えば、それ以外の場合については、国々は依然として戦争に訴える自由を有していた」<sup>(91)</sup>。連盟規約は戦争を違法化したのではなく、すぐに戦争に訴えないこと、その間に仲裁などの手続きを経ることを要求したのである<sup>(92)</sup>。この考え方は、ブライス・グループの提案に近い。

連盟規約を起草した人びとは、第一次世界大戦までの世界秩序、大戦前から大戦中に行われた戦争の方法を規制しようとする努力などを知悉していた。したがって、連盟規約は、本稿でこれまで検討してきた仲裁などの考えを引き継いだ上で<sup>(93)</sup>、それを乗り越えようとしている。連盟規約第一四条は「連盟理事会は、常設国際司法裁判所設置案を作成し、之を連盟国の採択に付すべし。該裁判所は、国際的性質を有する一切の紛争にして其の当事国の付託に係るものを裁判するの権限を有す」と定めている。万国平和会議で設立されたPCAを越え、常設の国際法廷を作ろうとするものである。一九二〇年六月から七月にかけて、連盟理事会が任命した法律家諮問委員会が常設国際司法裁判所設置案を検討していく。実際の常設国際司法裁判所の裁判官選挙に際し



ては、P C A のリストが利用されることになる。<sup>(94)</sup>

日英同盟に関連する条文としては、連盟規約第二〇条が「連盟国は、本規約の条項と両立せざる連盟国相互間の義務又は了解が各自国の関する限り総て本条約に依り廃棄せらるべきものなることを承認」すると定めている。同盟網やその間の勢力均衡の追求が平和を脅かすものと考えられるようになっていたからである。

ただし、イアン・ニッシュの分析によれば、一九二〇年前半の段階ではイギリスにも複数の意見があり、日英同盟が明白に連盟規約第二〇条に反し、廃棄されなければならないという点で一致していたわけではなかった。国際連盟は設立されたと言っても実際の機構はゼロから作り上げねばならないものであった。現在我々が目にするようなジュネーヴの旧国際連盟本部（現在は国際連合ジュネーヴ事務局）の建物などプランすら存在しなかった時期である。まして最初に提唱したアメリカ合衆国も参加しておらず、連盟が浮くか沈むか全くわからない状況にあった。日英同盟協約を改定して連盟規約と整合性を持たせ、同盟に批判的なアメリカや中華民国にも受け入れられるものにするというのがイギリスでも多数派の案であった。<sup>(95)</sup>

なお、辛亥革命の後、英米にとつて中華民国は進歩的勢力に映り始めていた。とくにアメリカにとつては、アメリカで教育を受け、英語によって意思疎通が容易で、キリスト教徒であることも多かった若い中国人たちが、アメリカに似た新しい共和国を作り上げようとしているというのが評価のポイントであった。

イギリスが日英同盟廃棄で一致していなかったとしても、同盟と連盟規約二〇条との法的関係を示す必要があった。一九二〇年六月、イギリスは、日英同盟協約が満期を迎えた後は国際連盟規約と矛盾しない形でのみ継続され得ると連盟に共同で通知することを日本に提案した。日本はこの考えに同意したが、同時に、この共同宣言には、両国が原則として同盟の継続を望むことも含まれるべきだと論じた。そこでイギリス外相カーゾ

ン伯爵 (1st Earl Curzon of Kedleston) 一九二二年以降は侯爵 (1st Marquis Curzon of Kedleston) は、「もし一九二二年以降に継続される場合には (if the said Agreement be continued after July 1921)」という表現を提案した。<sup>(96)</sup>

この後七月にイギリス外務省の法律顧問補 H・W・マルキン (Herbert William Malkin) は、同盟を終了させる一年前の通告がなされたとの考えを述べはじめた。第三次日英同盟協約の期限は一九二二年七月であり、最初から「一九二〇年七月一三日までに」連盟に通告しなければならぬと時限を区切っていたことを考えると、もともとイギリス外務省の考えは終了一年前の通告にあったのかもしれない。この動きは国際連盟によって平和を維持しようとする時代の変化には見合っていたし、法的にも正確であったかもしれない。しかし、そのような考えであると同盟相手の日本には伝えられてはいなかった。事態についてのカーゾンの理解は十分ではなかったのかもしれない。理解しての行動であれば、日本側が継続を望んで英文案の検討までしていることを考えると、イギリス側が不誠実であったことは否めないだろう。<sup>(97)</sup>

ただし、一年後、日英同盟を二二年七月で自然消滅させようというイギリス外務省のもくろみは、デイヴィッド・ロイド・ジョージ (David Lloyd George) 首相らイギリス政府首脳によって覆された。大法官 (Lord Chancellor) のバーケンヘッド子爵 (1st Viscount Birkenhead) は、連盟への通告が廃棄宣言に等しいなどというのは「驚くべき解釈だ」と述べた。同盟はワシントン会議を迎えることになった。<sup>(98)</sup>

## おわりに

本稿では、日英同盟を同時代に並行して進んだ国際主義の高まり、戦争についての考え方の変容と並べて検

討してきた。戦争、少なくとも戦いの方法を規制しなければという考え方は、第一回、第二回の万国平和会議でも見られた。ただし、この時期、イギリスは、政府レベルにおいて、平和希求の中心にはいなかった。イギリスは紛争解決の手段として戦争を認める旧世界の秩序の中で最大の帝国主義国となっていたのであった。第一回万国平和会議では、「野蛮人」に対するダムダム弾の使用を強弁して他の参加国を驚愕させたことさえあった。

欧米諸国の戦争に対する考え方は、第一次世界大戦を契機に変化していった。勢力均衡や同盟ではなく、国際主義、仲裁などによって紛争の開始を遅らせること、法による平和 (peace through law) などが重視されるようになり、それを体現したものが国際連盟であった。

本稿では、一九世紀後半の文明—非文明の二分論から検討を開始した。文明国であるはずのヨーロッパ諸国が殺戮を繰り返した第一次世界大戦後には、文明という用語が頻出することや露骨な二分論が語られることは少なくなる。しかし、文明という考え方が全く消えてなくなったわけではなかった。そして注意すべきは、文明の標準は静的、不変のものではなかったということである。むしろ変動するものであり、第一次世界大戦の惨禍を経て、戦争は文明の程度を測る際にマイナス要因となった。ベストは、第一次世界大戦を経て英米を始め西洋世界は国際主義に傾いていたが、依然として帝国主義を維持していた日本は時代錯誤に見え始めた主張する。<sup>(99)</sup> 本稿の検討からは、帝国主義というよりは軍国主義 (militarism) という用語の方が適切かもしれない。

戦争や軍国主義をマイナスと考えるのは、現在の我々が考えても良い方向への変化と言えるであろう。しかし、その欧米諸国の変化がどこまで真正のものであるのかは判断が難しかったのも事実である。

大戦中のイギリスが戦争についての考え方の変化を主導したと論ずれば、イギリス人には心地よく響き、彼らの評価を得るであろう。確かにイギリスの少数の国際主義者たちは連盟設立につながる議論をリードしたが、その人数は本当に少なかった。一方で戦争初期のイギリスでは好戦的愛国主義の騒ぎも起こり、国際主義者の議論も、広く支持を得るために反ドイツ的色彩を帯びるに至った。<sup>(100)</sup>

大戦以降も多様な意見が存在し続けた。たとえば保守党には、国際主義や国際連盟に賛成ではなく、一九二〇年代になっても依然として軍事力や勢力均衡を重視する者が多かった。海軍省などは、連盟規約に頼ることはできず、将来の戦争に際しての行動の自由を重視し続けた。<sup>(101)</sup> イギリスだけでなくフランスを見ても自国の安全が最も大事で、同盟という考えを放棄することはできなかった。<sup>(102)</sup> さらに英仏の植民地支配は依然として続き、欧米世界の外での利権保持のためには軍事力の行使が当然視されていた。真に新しい時代が到来したと日本に感じさせるような変化は、少なくとも東アジアでは起こっていなかった。

そうではあっても、国際主義の潮流、紛争の平和的解決を求める声が次第に優勢となる時代が到来していた。日本は幸いにして第一次世界大戦の惨禍を経験しなかった。そのためもあり、日本は戦争についての考えを変化させることがなかった。そして、本論文で扱った時期よりは少し先のことになるが、満洲事変を経てついに、国際社会の動きから取り残されることとなってしまったと言えるようである。<sup>(103)</sup>

注

(1) 千葉功『旧外交の形成——日本外交一九〇〇—一九一九』(勁草書房、二〇〇八年) iv頁。

(2) 万国平和会議について研究したアペンフィスは、外交史と国際法の歴史も「ほとんど出会っていない」(rarely)

- meet) 』 マニフェスト。Maartje Abbenhuis, *The Hague Conferences and International Politics, 1898–1915* (London: Bloomsbury Academic, 2019), pp.8, 141.
- (3) C. A. Bayly, *The Birth of the Modern World 1780–1914* (Blackwell, 2004), pp.60–62, 81, 89–100, 128.
- (4) Abbenhuis, 2019, p.99.
- (5) Duncan S. A. Bell, ‘Empire and International Relations in Victorian Political Thought’, *The Historical Journal*, 49/1, 2006, pp.283, 290.
- (6) Benjamin Allen Coats, *Legalist Empire: International Law and American Foreign Relations in the Early Twentieth Century* (New York: Oxford University Press, 2016, paperback edition, 2019), pp.21–22; Abbenhuis, 2019, p.99.
- (7) Antony Best, *British Engagement with Japan, 1854–1922: The Origins and Course of an Unlikely Alliance* (Abingdon: Routledge, 2021), pp.1–2.
- (8) 千葉『田外交の形成』一〇三頁。
- (9) Best, *British Engagement with Japan*, p.16.
- (10) *Ibid.*, pp.6–7.
- (11) *Ibid.*, pp.17–19.
- (12) *Ibid.*, pp.24–25.
- (13) *Ibid.*, pp.20–22.
- (14) *Ibid.*, pp.56–59.
- (15) *Ibid.*, pp.75–77.
- (16) *Ibid.*, pp.87, 117, 139.
- (17) Randall Lesaffer, ‘Peace through Law: The Hague Peace Conference and the Rise of the *ius contra bellum*’, in M.

- Abbenhuis, Barber and Higgins (eds), *War, Peace and International Order? The Legacies of the Hague Conferences of 1899 and 1907* (Abingdon: Routledge, 2017), p.37. ただし、集団安全保障という用語が使われるようになったのは、一九三〇年代半ばである。
- (18) Abbenhuis, 2019, p.20.
- (19) *Ibid.*, pp.11, 16.
- (20) この点に関しては、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻の原田明利沙さんが研究を進めている。
- (21) Lesaffer, 'Peace through Law', p.33.
- (22) *Ibid.*, p.34.
- (23) Richard Olney. アメリカ合衆国国務長官。
- (24) Julian Pauncefoote (1828-1902). 一八八九年からイギリスの駐米公使。一八九三年には職務自体が大使に格上げされた。一八九九年にはポーンズフット男爵 (Baron Pauncefoote) となった。在職のまま一九〇二年に死去。
- (25) Ian Nish, *The Anglo-Japanese Alliance: The Diplomacy of Two Island Empires 1894-1907* (London: The Athlone Press, 1966), pp.53-54.
- (26) Coates, *Legalist Empire*, pp.30-31.
- (27) Lorna Lloyd, *Peace through Law: Britain and the International Court in the 1920s* (Suffolk: Boydell, Royal Historical Society publication, 1997), p.7; Lesaffer, 'Peace through Law', p.38.
- (28) Maartje Abbenhuis, 'Introduction: Unbridled Promise? The Hague's Peace Conferences and Their Legacies', in Abbenhuis, Barber and Higgins (eds), *War, Peace and International Order?* p.1; Abbenhuis, 2019, p.32. また、谷一巳『帝国とローロッパのあいだで——イギリス外交の変容と英仏協商 一九〇〇—一九〇五年』(勁草書房、二〇二二年)、一二二頁。
- (29) Abbenhuis, 2019, pp.21-22, 28.

- (30) Lesaffer, 'Peace through Law', p.47.
- (31) Abbenhuis, 2019, p.61.
- (32) 千葉『旧外交の形成』四一六頁。
- (33) Nish, *Anglo-Japanese Alliance*, p.74.
- (34) Abbenhuis, 2019, pp.19, 46.
- (35) *Ibid.*, p.60.
- (36) *Ibid.*, p.64; Glenda Sluga, *Internationalism in the Age of Nationalism* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2013), pp.21–22.
- (37) Abbenhuis, 2019, pp.39, 57, 63, 73, 87.
- (38) William Mulligan, 'Justifying International Action : International Law, The Hague and Diplomacy before 1914', in Abbenhuis, Barber and Higgins (eds), *War, Peace and International Order?*, p.12.
- (39) Abbenhuis, 2019, pp.83–85.
- (40) *Ibid.*, pp.85–87.
- (41) 石本泰雄『国際法の構造転換』(有信堂、一九九八年)、二〇二頁。マリア・ルース号事件とは、ペルーの帆船マリア・ルース号が中国人をだまして乗船させ、ペルーに連れて行くようとしていたのみならず、彼らを虐待しているとの告発が、イギリス領事よりなされた事件である。
- (42) Lesaffer, 'Peace through Law', pp.42–43; Abbenhuis, 2019, p.87.
- (43) Abbenhuis, 2019, p.88.
- (44) Coates, *Legalist Empire*, pp.75–78.
- (45) Mulligan, 'Justifying International Action', p.18.

- (46) Abbenhuis, 2019, p.99.
- (47) *Ibid.*, pp.102, 107.
- (48) *Ibid.*, p.101.
- (49) *Ibid.*, pp.99, 103; 木畑洋一「陽の沈まぬ帝国——イギリス帝国論」木畑洋一・南塚信吾・加納格『帝国と帝国主義』（有志舎、二〇二二年）、二八〇—二八二頁。
- (50) Best, *British Engagement with Japan*, pp.92-93.
- (51) デヴィッド・ステイーズ、「相互の便宜による帝国主義国の結婚——一九〇二年から一九二二年の日英関係」細谷千博&イアン・ニッシュ監修『日英交流史 一六〇〇—二〇〇〇』第一卷（東京大学出版会、二〇〇〇年）、一九〇—一九三頁。
- (52) 片山慶隆『小村寿太郎——近代日本外交の体現者』（中央公論社、中公新書、二〇一一年）、一一九頁。
- (53) 同右、一二五、一三三頁。
- (54) Abbenhuis, 2019, pp.12, 117. また、イギリスは、ロシアが安全で円滑な海上交易を脅していると考えた。この点については、谷一巳『帝国とヨーロッパのあいだで』二三五—二三七頁。
- (55) Best, *British Engagement with Japan*, p.128.
- (56) 千葉『旧外交の形成』四二八頁。
- (57) Lessafer, 'Peace through Law', p.44.
- (58) Abbenhuis, 2017, p.2; Abbenhuis, 2019, p.118.
- (59) Abbenhuis, 2019, p.151.
- (60) Nish, *Anglo-Japanese Alliance*, pp.361-362; ステイーズ「相互の便宜による帝国主義国の結婚」一九八頁。
- (61) Abbenhuis, 2019, pp.147, 167.



- (62) 千葉『旧外交の形成』四二八頁。
- (63) Abbenhuis, 2019, p.155.
- (64) *Ibid.*, p.161.
- (65) *Ibid.*, p.158.
- (66) 千葉『旧外交の形成』四二一—四二六、四三〇頁。
- (67) N. J. Brailey, 'Sir Earnest Satow and the 1907 Second Hague Peace Conference', *Diplomacy and Statecraft*, 13: 2, pp.204, 217-219.
- (68) *Ibid.*, pp.201-203.
- (69) *Ibid.*, pp.207-208. なお、ブレイリーはタイやビルマの研究をし、ブリストル大学でアジア史を教えていた人物である。
- (70) Lesaffer, 'Peace through Law', p.37.
- (71) Abbenhuis, 2017, p.3; Lesaffer, 'Peace through Law', p.46.
- (72) Abbenhuis, 2019, p.168.
- (73) Coates, *Legalist Empire*, pp.67, 72, 102.
- (74) Ian Nish, *Alliance in Decline: A Study in Anglo-Japanese Relations 1908-23* (London: The Athlone Press, 1972), p.41; 村島滋『二〇世紀史の開幕と日英同盟——一八九五—一九二三年の日英関係』細谷&ニッシュ監修『日英交流史 一六〇〇—二〇〇〇』第一巻、一三二—一三三頁。
- (75) Nish, *Alliance in Decline*, p.42; 村島『二〇世紀史の開幕と日英同盟』一三二—一三三頁。
- (76) 千葉『旧外交の形成』四三二—四三三頁。
- (77) 同右、四二二—四二三頁。Nish, *Alliance in Decline*, pp.43-44, 71.

- (78) Nish, *Alliance in Decline*, pp.44, 73.
- (79) *Ibid.*, pp.54, 56-57; 村島「二〇世紀史の開幕と日英同盟」二三二頁、千葉『旧外交の形成』二二三頁。
- (80) Coates, *Legalist Empire*, pp.60-62, 95, 103-104.
- (81) *Ibid.*, pp.104-105.
- (82) Nish, *Alliance in Decline*, pp.77-78; Lloyd, *Peace through Law*, p.8.
- (83) 酒井一臣『近代日本外交とアジア太平洋秩序』（昭和堂、二〇〇九年）五六―五七頁。
- (84) 千葉『旧外交の形成』二二五頁、Sakiko Kaiga, *Britain and the Intellectual Origins of the League of Nations, 1914-1919* (Cambridge: Cambridge University Press, 2021), p.75.
- (85) 酒井『近代日本外交とアジア太平洋秩序』六〇頁。
- (86) 千葉『旧外交の形成』四四一―四四三頁。
- (87) 同右、四四三―四四四頁。
- (88) Kaiga, *Britain and the Intellectual Origins*, p.48.
- (89) *Ibid.*, p.99.
- (90) *Ibid.*, pp.94-95.
- (91) 佐藤哲夫「国際法から見た『正しい戦争』とは何か——戦争規制の効力と限界」山内進編『正しい戦争』という思想（勁草書房、二〇〇六年）、二二九―二四〇頁。
- (92) 後藤春美「世界大戦による国際秩序の変容と残存する帝国支配」『岩波講座世界歴史 第二〇巻 二つの大戦と帝国主義 Ⅰ』（岩波書店、二〇二二年）三五―三八頁。また、岡本隆司・飯田洋介・後藤春美共編著『国際平和を歴史的に考える』（山川出版社、二〇二二年）所収の後藤春美「二十世紀における国際体制の展開と平和」および「座談会」も参照されたい。

- (93) Oona A. Hathaway and Scott J. Shapiro, 'International Law and Its Transformation through the Outlawry of War', *International Affairs*, 95: 1 (2019), pp.50-51.
- (94) 後藤春美「安達峰一郎と国際連盟の判事選挙」柳原正治・篠原初枝編『安達峰一郎』（東京大学出版会、二〇一七年）一九四—一九五頁。
- (95) Nish, *Alliance in Decline*, pp.288-299; Best, *British Engagement with Japan*, p.188.
- (96) Nish, *Alliance in Decline*, p.302.
- (97) *Ibid.*, pp.302-303.
- (98) 後藤春美『上海をめぐる日英関係 一九二五—一九三二年——日英同盟後の協調と対抗』（東京大学出版会、二〇〇六年）二五—二九頁。
- (99) Best, *British Engagement with Japan*, pp.209, 211.
- (100) Kaiga, *Britain and the Intellectual Origins* pp.71-73, 154.
- (101) Best, *British Engagement with Japan*, p.171. Antony Best, 'The "Ghost" of the Anglo-Japanese Alliance: An Examination into Historical Myth-making', *The Historical Journal*, 49: 3 (2006) は、そのような人びとの中に戦間期にも日英同盟を懐かしむ者がいたが、彼らの主張の重点は国際主義の忌避にあったと論ずる。Lloyd, *Peace through Law*, chapter 5 も参照。
- (102) 大久保明『大陸関与と離脱の狭間で——イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安全保障』（名古屋大学出版会、二〇一八年）参照。
- (103) なお、本稿執筆時に参照することはできなかったが、高橋力也『国際法を編む——国際連盟の法典化事業と日本』（名古屋大学出版会、二〇一三年）の第一章「エリヒュー・ルートと戦間期国際法の法典化の端緒」は、ワシントン会議における戦時国際法の検討を取り扱っている。